

議案第 16 号 小平市立保育園における乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例

議案第 16 号小平市立保育園における乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について生活者ネットワークとして賛成の立場で討論いたします。

本議案は、2026 年 4 月 1 日から小平市立保育園において乳児等通園支援事業を行うことから、利用者負担額を徴収するために制定するものです。

利用料は、どの園においても国が示す標準額に設定し、減免措置も行います。利用者負担の設定をすることは、条例として設定することで補助の対象を示し算出根拠とすることが必要であると捉え、賛成するものです。

小平市においては、利用料の他、実費負担となるところも東京都の補助等を活用して、現在のところ実際には徴収することはないとのことですが、里帰り出産などで東京都以外の人の利用や市によっても対応が異なることから、いったん保護者が利用料の負担をするということが考えられます。利用する事業所も一か所とは限らず、事業所によって対応が変わらないよう、金銭の授受については、市として一定の方向性を示し、苦情等によるトラブルが発生しないような取り決めをすることを求めます。

乳児等通園支援事業についての様々な条例については、これまでも申し述べましたが、障がいがあっても、誰もが利用可能とすること、子どもとその保護者が安心して利用できる事業となるよう、市の責任のもと実施していくことを要望し、議案第 16 号 小平市立保育園における乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について、生活者ネットワークの賛成の討論といたします。